

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|------------|---|----|
| 事故等番号 | 2011横第163号 | |
| 事故等種類 | 衝突 | |
| 発生日時 | 平成23年9月8日（木） 06時50分ごろ | |
| 発生場所 | 静岡県伊豆市土肥港南防波堤西方沖 土肥港南防波堤灯台から真方位225° 75m付近 (概位 北緯34° 54.8′ 東経138° 47.1′) | |
| 事故等調査の経過 | 平成23年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 | <p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第七^{よね}米丸、3.26トン S03-15724（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 手漕ぎボート ^{いちわか}一若丸、全長3.75m なし、個人所有</p> | |
| 乗組員等に関する情報 | <p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 操縦者B、海技免状等なし</p> | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | <p>A なし</p> <p>B 右舷中央部外板に破口</p> | |
| 事故等の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、土肥港の南防波堤西方沖を自動操舵により約12ノット（kn）の速力で土肥港に向けて航行中、船長Aが、前方約300m付近で釣りをしているB船を視認したことから、徐々に約3.5knの速力まで減速した。</p> <p>船長Aは、そのままの進路で航行してもB船に衝突するのではないと思ったが、付近に定置網があり、南防波堤も近かったことから、更に速力を落とそうと思い、現在の主機の回転数を確認するため、B船から目を離し、操舵室から主機の回転計が設置された機関室側を見ていたところ、平成23年9月8日06時50分ごろA船の船首とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、南防波堤西方沖で錨泊中、操縦者Bが、右舷船尾に座って釣りを行っていたところ、右舷後方約15m付近に接近してくるA船に気付き、衝突するおそれを感じたことから、船尾方の海面に飛び込み、衝突したA船に自力で泳いで乗り込んだ。</p> <p>操縦者Bは、B船に救命胴衣を備えていたが着用していなかった。</p> <p>B船は、A船にえい航されて土肥港に入港した。</p> | |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の終期、潮高 約0.6m</p> | |
| その他の事項 | 操縦者Bは、軽度の難聴であった。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 | あり |
| | 船体・機関等の関与 | なし |
| | 気象・海象の関与 | なし |

| | | |
|-----------|---|--|
| | <p>判明した事項の解析</p> | <p>A 船は土肥港に向けて航行中、B 船は錨泊中、土肥港の南防波堤西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 A は、減速しようとして主機の回転数を確認するために B 船から目を離し、操舵室から主機の回転計が設置された機関室側を見ており、見張りを行っていなかったことから、B 船へ接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長 B は、釣りを行っていたところ接近する A 船に気付き、海に飛び込んだものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、土肥港の南防波堤西方沖において、A 船が土肥港に向けて航行中、B 船が錨泊中、船長 A が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> | |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自船の進路方向に錨泊船等を認めた際には、確実に衝突が避けられるまで、相手船の動静監視を続けること。 | |